（健全性等の確保）

第二十三条　賃貸事業者は、収納家具に係る使用済物品等の発生を抑制するため、その事業の健全性及び信頼性の確保の観点から、収納家具の賃貸をするときは、消費者に対して、あらかじめ次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一　収納家具に係る品質、機能、安全性、衛生状態及び修理の記録に関すること。

二　収納家具に係る保証の範囲及び責任の所在に関すること。

三　賃貸期間中の収納家具の点検その他の保守に関すること。

四　賃貸契約終了後の収納家具の取扱いに関すること。

2　賃貸事業者は、前項各号に掲げる事項の記録を作成し、適切な期間保存するものとする。

（準用）

第二十四条　第四条、第五条及び第八条の規定は、賃貸事業者に準用する。この場合において、第四条中「修理又は販売」とあるのは「製造、修理又は販売」と、第五条中「前各条」とあるのは「第十六条から第十九条まで及び第二十四条において準用する第四条」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十七号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）を実施するため、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和六十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（削る）	（光ディスクによる手続） **第十七条**　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第二十の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。 一　第四条第二項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類 二　第五条に規定する届出書 三　第六条に規定する申請書及び同項の規定による添付書類 四　第七条に規定する申請書及び同項の規定による添付書類

（削る）

五　第八条第一項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類

六　第九条に規定する届出書

七　第十条に規定する届出書及び同項の規定による添付書類

八　第十条の二に規定する申請書及び証明書

九　第十条の三に規定する申請書及び証明書

十　第十条の四に規定する届出書

十一　第十一条に規定する届出書及び同項の規定による添付書類

十二　第十二条の二に規定する報告書

十三　第十四条に規定する報告書

（光ディスクの構造）

第十八条　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二　日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク